

平成28年第1回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成28年1月28日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

委員長	加 藤 博 之
1 番	山 田 幸 男
2 番	五 嶋 久 年
3 番	水 野 昌 代
4 番(教育長)	平 林 道 博

説明のため出席した者の職、氏名

事務局長	伊 藤 正 徳
事務局次長兼	
学校教育課長兼	藤 井 雅 明
学校給食センター所長	
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	柴 田 宏
スポーツ文化課長	工 藤 将 哉
学校教育課教育支援係長	安 藤 雅 也

職務のため出席した事務局職員

教育総務課総務係長	羽 柴 千 世
教育総務課主事	丸 山 佳 子

委員長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成27年第14回教育委員会定例会の会議録の承認は、3番水野昌代委員と4番平林道博委員が承認の署名を行う。

—署名—

委員長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、委員長において、1番山田幸男委員と2番五嶋久年委員の2名を指名する。

委員長

日程第3、「議第1号 瑞浪市いじめ防止基本方針について」を議題とします。

本案について、事務局に説明を求める。

学校教育課長

[議案資料により説明する。]

教育支援係長

[担当係長より、議案資料により詳細を説明する。]

委員長

質疑はあるか。

山田委員

3点質問する。

まず1点目に、別添資料「瑞浪市におけるいじめの認知件数の推移」に関して、事務局の見解・考察はいかがか。例えば、全国平均に比べてどうかといったことや、瑞浪市の特徴等をご説明いただきたい。

2点目に、平成25年度末に依頼を受けて各学校が作成した「学校いじめ防止基本方針」は、平成25年度に市が作成した「いじめ『克服』のために」を基に平成26年度中に作成したのか。

また、平成18年度の「いじめ防止手引書」と平成25年度の「いじめ『克服』のために」と今回の「瑞浪市いじめ防止基本方針」の関連について説明を求める。

3点目に、「瑞浪市いじめ防止基本方針」2頁に「5 いじめ防止の3原則」とあるが、私はいじめ防止の一番の大本とは「あたたかい人間関係の醸成」だと考えている。したがって、「あたたかい人間関係の醸成」を目指して学校・学級経営していく、または、市の教育委員会が向かっていくことを一番大本に謳いたい。そうなると、3原則の中に、そういった文言が入ってきていいのではないかと思うが、お考えをお聞かせ願う。

教育支援係長

1点目の「瑞浪市におけるいじめの認知件数の推移」について、いじ

めの認知が非常に難しいため、些細な事柄を報告する学校もあった。

瑞浪市は学校の数が少なく学校の規模も小さいため、一概に全国と比較することは難しいが、いじめの様態としては「度が過ぎたふざけ、からかい」が中心となっている。件数は減少傾向であるが、最初は「冷やかashi、からかい」からスタートすることを考えると、見逃すことは出来ないと考える。

山田委員

資料「瑞浪市におけるいじめの認知件数の推移」の中で、方針に謳っている重大事態に発展していく恐れがある事案、もしくは重大な事案はあるのか。

教育支援係長

昨年度と今年度はない。

学校教育課長

2点目の質問である、平成25年度から平成27年度までの関連について説明する。

平成18年度に「いじめ防止手引書」を作成した。しかし非常にページ数が多かったため、学校から「なかなか読み切れない」と意見があった。

そのため、平成25年度にリーフレット形式の「いじめ『克服』のために」を作成した。これは簡単に読んで貰え、共通理解が図れるだろうという狙いがあった。

また、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が公布され、その中で「第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定められたため、急遽各学校で「いじめ防止基本方針」を作成した。

そして今回、教育委員会もいじめ防止に向けて、基本方針として示すものである。

学校教育課長

3点目に関しては「ご意見」であるため、審議していただくこととする。

教育長

補足説明する。

資料「いじめの認知件数の推移」について、認知件数は瑞浪中学校のできごとがあった平成18年度が137件、大津市でいじめ事件が起こった平成23年度が83件と数が多い。

今回、方針を策定するに当たり一番に考えたことは、平成18年度の教訓・経験を生かし、いじめ防止に役立てたいということである。

山田委員の1点目の質疑に関して、市の基本方針でいじめとは「物理的または精神的な攻撃によって、精神的な苦痛を味わうこと」と定義した。資料からも分かるように、いじめの多くが「冷やかshiやからかい」である。また、人権侵害とも言えないような事案も子どもが「いじめである」と訴えれば、学校や教育委員会はいじめとして認定している。

結論から言うと、いじめの数を減らすことが学校の使命となれば、学

校はいじめを隠してしまう恐れがある。したがって、積極的にいじめを認知し重大事態になることを防止したいというのが瑞浪市教育委員会の願いである。

瑞浪市としては、いじめの可能性があれば、いじめかもしれないという立場で指導にあたるという方針を取っている。

委員長

市基本方針の3ページ目にある「第三者委員会」の構成員はあらかじめ決められた方なのか、重大事態発生後に依頼するのか。

また、市基本方針の5ページ目にある重大事態のケースに「金品等に重大な被害を被った場合」とあるが、重大であるかは金品の金額で考えられているのか。

学校教育課長

第三者委員会について、「いじめ防止対策推進法」第14条と第28条で定められており、文部科学省によると、第三者的な立場からの解決を図るための附属機関であるため、「この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者」が望ましいとされている。そこで、このような構成員を考えた。

また、「いじめ防止対策推進法」で「平時から附属機関を設置しておくことが望ましい」とある。「いじめ問題調査委員会」は教育委員会の附属機関となるが、地方自治法に「条例の定めがなくてはならない」とあるため、今回方針が承認されれば条例の作成に入っていきたいと考えている。

教育支援係長

「金品等に重大な被害を被った場合」の「重大」の解釈について、資料「いじめの認知件数の推移」にある「金品を隠されたり、盗まれたり壊されたり捨てられたりする。」とは、「消しゴムを壊される」等の案件であり、今は「子ども達のふざけ・からかい」の程度で収まっている。

金額で考慮ということも考えられるが、今後いじめの様態がどうなるのか分からないため、事態が発生した時に「重大であるか」を判断したい。

水野委員

「いじめの早期対応・早期発見」について、いじめられている子はいじめられても元のグループに戻りたいと思っている子どもも多い。その場合、いじめの話が大きくなってしまうと元に戻れないため被害者もいじめを隠し、加害者もいじめを否定する。

そういったケースのいじめは、先生の介入するタイミングが難しい。そのような場合も考慮していただきたい。

委員長

あくまで「基本方針」であるため、そういった細かなケースの対応は倫理的な判断で対応していただければと考える。

委員長

質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

質疑を終結し採決を行う。
「議第1号 瑞浪市いじめ防止基本方針について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。
よって、「議第1号」は、原案のとおり決する。

委員長

以上で本定例会に提出された議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成28年第1回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時05分終了